第 518 무

(2-2)



リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 2月13日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

発行所

株式会社 FPシミュレーション

[♠]保証人が土地を売った場合の課税関係

〇 : 友人が事業資金の借入れの保証人にな ってくれというので軽い気持ちでなってあげ たところ、この友人が返済できず、ツケが私 に回ってきました。

仕方がないので、所有している土地の一部 を売却して返済に充てましたが、この土地の 譲渡について税金はかかってくるのでしょう か。

A:保証債務を履行するために土地等を譲 渡した場合、その履行に伴う求償権を行使で きない部分は課税されません。

【解説】

通常、土地等を譲渡した場合、その譲渡所 得に対し課税がされますが、他人の借金返済 のために譲渡した場合にまで課税されるのは 酷というものです。

そこで、税法では、保証債務履行のために 譲渡した場合において、その履行に伴う求償 権を行使できなくなったときには、その行使 できない部分は課税を受けないこととされて います。

また、保証債務をとりあえず銀行等からの 借入金で履行し、その後土地を売却して借入 金を返済するというケースも考えられます。

この場合の土地売却は、形式的には保証債 務とは別物ですが、実質的に保証債務履行の ためのものとして認められ、課税を受けない こととされるでしょう。

ただし、因果関係があいまいになりやすい ため、おおむね1年以内に譲渡していれば問 題はないと思われます。

